

文教福祉委員会

令和7年12月5日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- ・送付7-37 「学びの多様化」を推進する教育拠点の設置を求める陳情

2 報告事項

【子ども部】

(1) ちよだ学びフェスの開催について

【資料】

(2) 子ども・保護者アンケート及び子どもワークショップの結果

【資料】

及び今後の方向性について

(3) こどもアスレチック広場実施報告

【資料】

(4) 令和7年度 学力調査について

【資料】

(5) 九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について

【資料】

【保健福祉部】

(1) 千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要について

【資料】

(2) 区内宿泊施設の現況について

【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

文教福祉委員会 送付 7-3-7

「学びの多様化」を推進する教育拠点の設置を求める陳情

受付年月日 令和7年11月14日

陳情者 提出者 1名

令和 7 年 11 月 13 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様



陳情書

「学びの多様化」を推進する教育拠点の設置を求める陳情

<要旨>

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しております。小中学生の不登校児童生徒数は全国で 35 万人を超え、過去最多となっています。

文部科学省はこうした状況を受け「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を策定しました。このプランでは、子どもが学びたい時に安心して学べる「多様な学びの場や居場所」を全国の自治体に整備するよう求めています。東京都もこれに呼応し、区市町村や学校・民間支援機関と連携した学びの場・居場所づくりを推進しています。

こうした流れを踏まえ、私たち保護者は、千代田区においても、子どもたち一人ひとりの学びと心に寄り添う「学びの多様化」を推進する教育拠点の設置を検討していただきたく、本陳情を提出いたします。

<理由>

1. すべての子どもの学びを支えるための多様な環境整備

千代田区内でも、不登校や学校生活への不安を抱える子どもが年々増加しています。私たち保護者の実感としても、学校に行けない日が続いたり、学びのペースが合わず悩む家庭が少なくありません。背景には、家庭環境や発達特性、人間関係や心身の不調など、さまざまな要因があり、一律の学校制度だけでは十分に対応できない状況があります。すべての子どもが安心して学び、社会とのつながりを保ちながら成長していくためには、在籍校以外にも選択できる多様な学びの場が必要です。

文部科学省の「COCOLO プラン」は、こうした課題に応えるため、不登校児童生徒の学びを保障し、



一人ひとりの個性や興味を尊重した学びを通じて社会的自立を支援することを目的としています。東京都もこれに呼応し、不登校特例校やオンライン学習拠点の整備や各種調査などを行い「学びの多様化」を推進しています。

港区では令和7年度4月に「御成門学園御成門中学校 分教室 学びの多様化学校 Minato School」を開設しました。少人数指導や個別学習により、苦手教科の克服や興味を広げるプログラム（プログラミング・体験型理科学習など）を行い、安心して学べる環境を整えています。また、世田谷区では令和8年度に、公立の「学びの多様化学校（不登校特例校）北沢学園中学校」の開校が予定されています。年間授業時間の緩和や校庭・体育館を備えた本校型（独立校型）の施設構想が示されています。

こうした先行事例を踏まえ、千代田区においても、子どもたちが自分に合ったペースで安心して学べる「多様な学びの拠点」を整備することを検討いただきたいと思います。

2. 千代田区の特性を生かした「都心型教育モデル」の構築

千代田区は、大学や専門学校、文化施設や官公庁、企業など知的資源が豊かに集まる地域です。一方で、児童数の増加による教室不足もあり、多様な教育ニーズに応えられていない側面が見受けられます。子どもの個性や才能を伸ばすプログラムや国際対応など、千代田区ならではの教育が求められています。都心の特性を生かし、例えば次のような教育モデルを構想できると考えます。

- ・学力・発達・心の両面に対応する個別支援プログラム
- ・デジタル・アート・探究など、多様な才能を伸ばすカリキュラム
- ・帰国子女や外国籍児童への国際的な教育支援体制

子どもや保護者、地域や大学、企業が協働し、「学び」「支援」「居場所」を一体的に整える都心型の学び拠点として位置づけることで、不登校支援にとどまらず、すべての子どもが自分らしく学び、成長できる環境をつくることができます。これは、千代田区が掲げる教育ビジョン「子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」という理念にも合致するものと思われます。

<結び>

千代田区においても「学びの多様化」を推進する拠点をつくり、都と連携した「都心型モデル」を構築することを強く要望いたします。幸い千代田区には旧永田町小学校のような未使用の既存校舎があります。そういう校舎を改修して利用するなど新築であらたに作るより、時間も工費も環境にも優しい方法もあります。子どもたちが自分らしく学び、自ら未来を切り拓くことができるようになる環境を、区と地域が協力して育んでいけることを願います。

ちよだ学びフェスについて

1 事業目的

千代田区教育委員会では、大学や企業、官公庁等が多数集積する地域特性を活かして、地域の各主体と連携・協働しながら、学校教育において、子どもたちに実践的な学びの機会を創出していくことをめざしている。

これまでの学校現場と地域の皆様との連携の取り組みを活用し、広く地域の子どもたちに学びの機会を創出していくため、企業や官公庁等による出前授業やさまざまな職業を体験できるイベントを開催する。さらには、学校教員を招いて各企業のプログラムを体験していただくことで、学校現場との更なる連携や、プログラムの実践の場となることをめざす。

2 概要

(1)名称

「ちよだ学びフェス～まちとつながる、夢が広がる～」(※初開催)

(2)開催日時

令和8年1月6日(火)

オープニングイベント 12:30～13:00

各団体による各ブース展示・出前授業等 13:00～16:00

(3)場所

【第1会場】本庁舎1階 区民ホール

【第2会場】4階 401～403会議室

【第3会場】かがやきプラザ ひだまりホール

【車両展示】かがやきプラザ前

(4)対象

小学生・中学生および保護者(未就学児も可、保護者のみの入場は不可)

区立小中学校の教職員

(5)各プログラム内容

現在調整中:別途ホームページで公開

プログラム例:㈱JSOL「子供向けプログラミング教室」、財務省「日本の財政、税制を知ろう！」

3 出展内容

(1)出前授業	・自社の仕事・技術や、自社の仕事に関連のあるテーマで子どもの学びになる内容を分かりやすく紹介
(2)キャリア教育コーナー	・自社の仕事や業界について、子どもが将来の夢や目標を考えるきっかけになる内容を分かりやすく紹介
(3)展示コーナー	・製品や模型、パネルなどを使った会社・技術紹介
(4)体験コーナー	・製品や素材、仕事道具などに触れる、簡単な作業を体験できるプログラム

4 出展団体 ※現時点での予定・順不同



LINE ヤフー、日本カメラ博物館、防衛省、警視庁万世橋警察署、麹町消防署、千代田区消費生活センター ほか

子ども・保護者アンケート及び子どもワークショップの結果及び今後の方向性について

令和7年12月5日
教育委員会資料2

1 調査の背景

国は子ども家庭庁を発足し、子ども・若者の最善の利益を常に考え、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる「子どもまんなか社会」を構築することを目指しています。そうしたなか、令和5年4月に施行された「子ども基本法」では、子どもに関する施策に関して、子ども等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられました。

國の方針を踏まえ、千代田区においても、子どもは社会を構成する一当事者として、子ども等の意見聴取や政策反映に係る取組みをさらに推進していく必要があります。

子どもの意見を聴取するためには、子ども自身が区政に関心を持ち、理解できる形で情報を受け取ることが重要です。そのため、本調査では、「子どもからの意見聴取」に関する意見のほか、「子どもへの情報発信」に関する意見、さらには、子どもと区による双向のやりとりができる場所の創出を検討するため、「子どもの居場所」に関する意見を聴取し、すべての子ども・保護者に最適な情報発信及び意見募集ができる手法を検討しました。

2 調査概要

(1)アンケート調査の実施 (回答期間:6月20日~7月19日)

定量情報・定性情報(自由記述)を多数収集し、全体の傾向を把握できるよう、アンケート調査を実施しました。「区から子どもへの情報発信」・「子どもから区への意見発信」・「子どもの居場所」等をテーマとし、子どもアンケートと保護者アンケートの2種類を実施しました。

調査名	対象	抽出数	回収数(回収率※)
子どもアンケート	小学4年生~18歳(高校3年生)の区民	5,631	671(12.2%)
保護者アンケート	4歳から18歳(高校3年生)までの子を持つ保護者	8,562	1,020(11.9%)

※信頼水準を95%したときの許容誤差は、子どもアンケートは最大でも約4%、保護者アンケートは約3%となり、許容できる許容誤差の範囲である5%未満に収まるため、母集団(抽出数)に対し妥当な標本データ数(回収数)を得られています。回収率については、テーマの難しさや、ハガキの宛名が子どもであったため保護者の確認漏れが起きた等が原因として推測されます。

子どもが答えやすくなるようなアンケート設計(回答例の提示、年齢に応じた表記等)や、多言語対応(右図)、デザイン、インセンティブ(景品の配布等)などの工夫を行いました。

生成AI分析の試行活用

ブロードリスニングとは、大量で多様な声を収集し、AI技術で分析・可視化する手法です。本アンケート調査における自由回答形式の意見について、生成AI(talk to the city 以下「TTC」という。)を活用した分析を試みました。生成AIを活用することで、大量の意見の分類・要約をより効果的・効率的に行うことが可能となりました。



【出展】デジタル民主主義2030(<https://dd2030.org/>)

(2)ワークショップの実施

子どもたちの交流や、子どもと区による双方向のコミュニケーションを通じて、子どもの本音・生の声を引き出しました。ワークショップは2日間に渡り実施し、DAY1は「子どもの居場所」、DAY2は「区から子どもへの情報発信」・「子どもから区への意見発信」をテーマに実施しました。

開催日時	場所	参加人数
8月4日(月)・6日(水) 14時~16時	ひだまりホール (かがやきプラザ)	29名 (小学生:9名、中学生:9名、高校生:11名)

▼募集チラシ

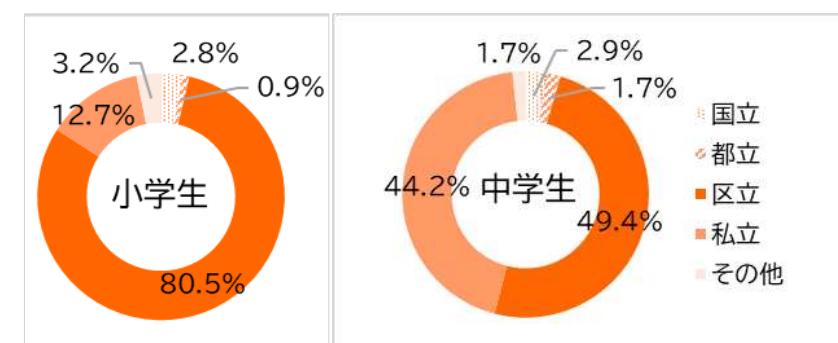


▼ワークショップ当日の様子



3 結果概要

(1)基礎情報(アンケート結果より)

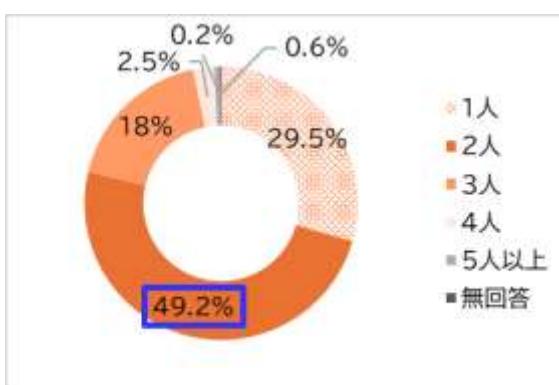


回答者(子ども)が通っている(または通っていた)小学校は、区立が80.5%、中学校は、区立が49.4%となっています。

※保護者回答も概ね同程度

●子どもの人数は2人が最多

次いで1人が29.6%、3人が18.1%となっています。



3 結果概要

(2) 区からこどもへの情報発信

①区からのお知らせをみなさんに届けるツール(方法)について知っていますか。(子ども・保護者アンケート)



●区の情報発信ツールは、「広報千代田」がよく見られている

広報千代田は、全戸配布による効果もあり、他の手段に比べ非常に高い認知力を持っていて、また、HPも同様に区民の方に利用されていることが分かります。

②区からのお知らせを皆さんに届けるツールがどのようになれば、もっと見ようと思いますか。(ワークショップ)



※1位:3ポイント、2位:2ポイント、3位:1ポイントとして集計

③あなたは、区の制度や政策について、どのような情報がほしいと思いますか。理由も教えてください。(自由記述式)(子どもアンケート)

- 最も多く求められている情報は「学習・子育てに関する情報」

その他、防災や選挙・議会・予算など、多様な情報を求めています。

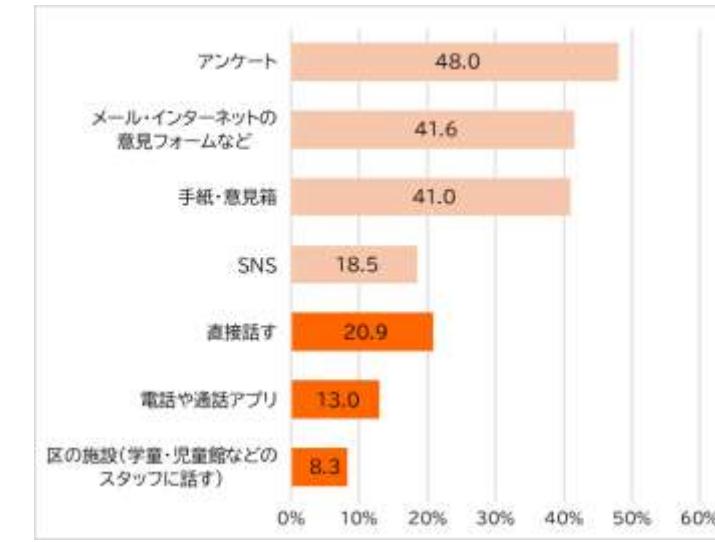
- 子どもにとって重要度が高いが、届いていない情報で最も多かったのが、「遊ぶところ」(ワークショップ)

次いで「交通・防犯」、「ごみ・美観／環境」「選挙・議会」、「税金」という結果となっています。特に、「選挙・議会」「税金」の情報は、難しく理解できないという意見もありました。

自分に直接関係する内容だけでなく、学校で勉強する「選挙・議会」「税金」など、区政一般の情報も求めていることがわかります。

(3) 子どもから区への意見発信

①あなたは、区の制度や政策について、区役所の人に意見を伝えられるとしたら、どのような方法や手段があれば、よいと思いますか。(子どもアンケート)



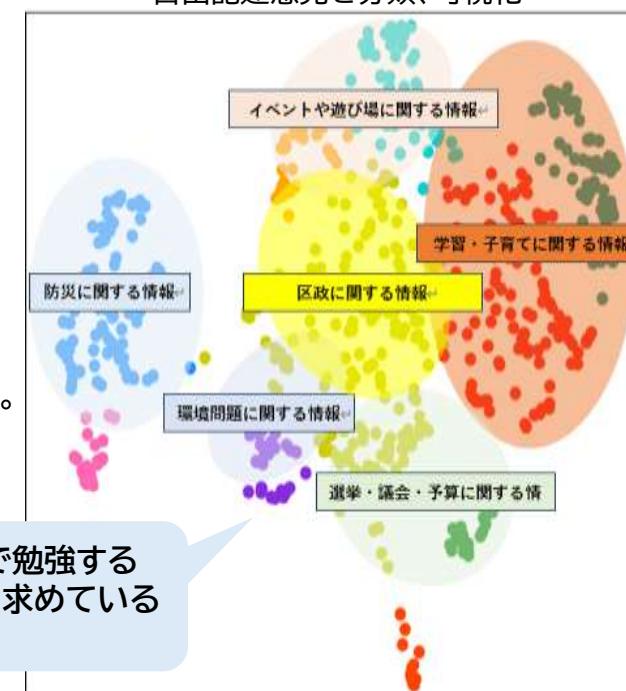
- アンケートなど、匿名性や、スマホ等で時間や場所を問わず意見が伝えられる気軽さを重視

- 直接話すなど、双方向のコミュニケーションを求める回答も一定数ある

ワークショップでは、Webアンケート(96.4%)について、「ワークショップなど、区役所の人がつくる意見を伝えられる場」(85.7%)が多いという結果になっています。

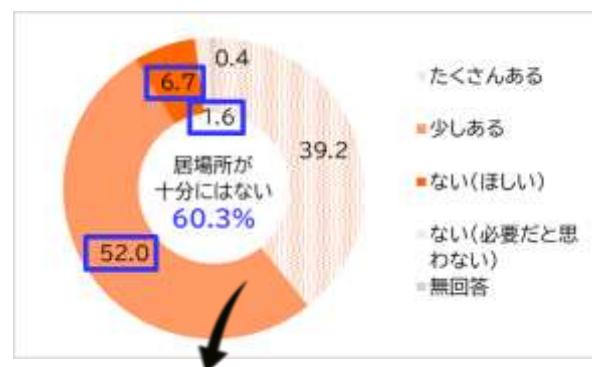
ワークショップの事後アンケートでは、「意見を言語化できた」や「対面でも意見を言いやすかった」、「友達やファシリテーターと話すことで考えがまとまって発信できた」等の意見がありました。

▼ワークショップの内容をグラフィックレコーディングで可視化



(4) 子どもの居場所のニーズ

①あなたにとって、ほっとできる場所、「ここにいたい」と感じる場所はありますか。
(子どもアンケート)



②あなたにとって、ほっとできる場所、「ここにいたい」と感じる場所は次のうち、どちらですか。(①で「たくさんある」「少しある」と答えた人のみ/3つまで回答)(子どもアンケート)

1位 家(自分の家や、祖父母・親戚の家など) 89.0%
2位 学校の教室 29.2%
3位 図書館 16.2% サードプレイス

- 学校や家以外のサードプレイスを持っていない子どもが約3割

「家」「学校の教室」「教室以外の学校」「インターネット空間」のみを選択した子どもは32.0%となっています。また、「学校の教室」を選択した子どもは29.2%、「教室以外の学校」を選択した子どもは14.9%となっており、学校が一日の大半を過ごす場所でありながら、安心して過ごせる居場所になっていない子どもが多いことがわかります。

●居場所の数が少ない子どもは約4割弱

子どもの居場所は、成長や環境の変化により、変わりやすく失われやすいといわれています※が、居場所として選択した回答が2つ以下だった子どもは37.4%となっています。

※こども家庭審議会「子どもの居場所づくりに関する指針(答申)」(令和5年12月1日)参照

(5) 子どもの居場所として求められている機能

①お子様の学習や進路に関して、どのようなサポートがあればよいと思いますか。
(3つまで回答)(子ども・保護者アンケート)

保護者	<p>1位 家・学校以外で勉強に集中できる場所 58.2%</p> <p>2位 体験学習(芸術文化・ビジネス体験など)ができる機会 53.5%</p> <p>3位 勉強で分からぬ部分を学び直せる場所と教えてくれる人 45.9%</p>
子ども	<p>1位 家・学校以外で勉強に集中できる場所 62.2%</p> <p>2位 勉強で分からぬ部分を学び直せる場所と教えてくれる人 50.6%</p> <p>3位 体験学習(芸術文化・ビジネス体験など)ができる機会 35.0%</p>

●保護者・子どものどちらも「家・学校以外で勉強に集中できる場所」が最も高い。

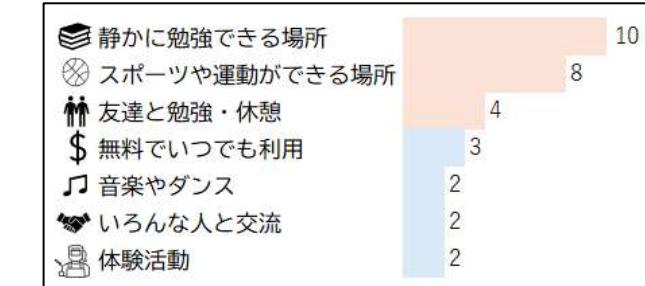
子どもアンケートも上位3つは同じ結果でしたが、保護者とは2位・3位の順番が逆の結果となりました。

②千代田区で、家や学校以外の新たな子どもたちの居場所をつくるとしたら、やってみたいことや、こうしてほしいという意見を教えてください。(自由記述式)(子ども・保護者アンケート)

- 子どもから最も多く求められている機能は「静かに勉強できるスペース」

その他、スポーツやボール遊びができる場所のニーズが高いこともわかります。

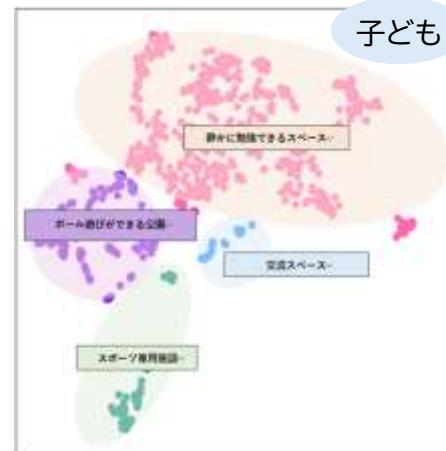
▼あなたがほしい、こんな居場所(ワークショップ)



※1位:3ポイント、2位:2ポイント、3位:1ポイントとして集計

●保護者は、大人の関与を求める声が多い。

子どもの安全を見守る大人がいることを求める回答が多いほか、勉強を教えてくれる人や体験学習のサポートなど、さまざまな面から大人の関与を求めています。



▼ワークショップの内容をグラフィックレコーディングで可視化



4 今後の方向性

(1) 区から子どもへの情報発信

子どもに届けるツール(方法)について充実させる

●区の情報発信ツールは、「広報千代田」が子どもにもよく見られているが…

一方で、主に大人向けに作成されている「広報千代田」は例えば小学生が読むには内容や文字が難しい場合があります。そのため、子どもに情報を届けるにはその内容についてわかりやすく作成する必要があります。

【他自治体事例：新宿区】「新宿区キッズページ」の開設

新宿区は、子ども向けのHPとして、「新宿区キッズページ」を開設しています。「新宿区キッズページ」では、区が開催するイベント、遊び場など、子どもが求めていると思われる情報のみ抽出し、やさしい言葉・表現とイラストでわかりやすく紹介しています。



参考：[新宿区：キッズページ](#)

【他自治体事例：愛知県春日井市】「こども広報春日井」の配付

愛知県春日井市では、小学4年生から6年生及び中学生を対象に、市政情報などをわかりやすく編集した広報誌「こども広報春日井」を年2回作成しており、各小中学校を通じて配布しています。「市の歴史」等の掲載を通じて、地域に関心を持つもらうだけでなく、「防災」、「デジタル」等をテーマとしたページを設けることで、子どもが時事問題に関心を持つきっかけづくりにも寄与しています。



参考：[こども広報春日井 | 春日井市公式ホームページ](#)

子どもに届ける情報について選別する

●子どもにとって、興味・関心が持てる内容であることが重要

アンケート、ワークショップを通じて、子どもは「遊ぶところ」や「イベント」「災害対策」、「環境」、「交通・防犯」、「選挙・議会」、「税金」の情報を必要としています。自分にとって身近な事柄や最近授業で学んだことなどに関心のある傾向が読み取れます。

区が上記の内容について発信する場合は子どものニーズと合致するので、積極的に子どもにも提供していく姿勢が求められます。

【参考事例】地域コミュニティアプリ | ピアッザ

子どもや保護者の欲しい情報として「地域のイベント情報」がありますが、こういった情報は必ずしも区が主催するものに限りません。そのため、そういった地域限定情報は区ですべて把握することが難しく、適切なタイミングでの発信は難しくなります。

ピアッザは、地域のみんなで暮らしに関する情報をやりとりしたり、ちょっと困った時に相談しあったり、使わなくなったモノを必要としている人に譲ったり。この地域をもっと知り、みんなとつながることで、私たちの暮らしはもっと楽しくなる地域コミュニティアプリです。23区でも中野区、世田谷区、荒川区など広がりを見せており、アプリ内で様々な交流が行われております。

参考：[地域コミュニティアプリ：ピアッザ](#)

●子どもはスマートフォンなどの電子機器の利用に抵抗が少ない

近年SNSが普及し、多くの子どもがスマートフォン等の通信端末を所持している中で、SNSは区が子どもに情報を届ける手段として非常に有効と考えます。

しかし、区のSNSは認知度がまだ低く、認知度の向上や子どもの情報ニーズを踏まえた発信をしていく必要があると考えられます。

また、SNSを利用するにあたり、意図しないかたちや内容で子ども等に伝わってしまうリスクがあるため、利用方法や発信内容・表現については慎重に判断していく必要があります。今後も区と子どもの双方で情報リテラシーに留意する必要があります。

【他自治体事例：京都府京都市】京都市子育て応援インフルエンサーの任命

京都市は、子育て世代への情報発信を強化するため、「子育て応援インフルエンサー」を任命しています。市内で子育てに関する発信を行なうインフルエンサーが、市の子育て支援情報や施設、地域の魅力を自身のSNSで紹介することで、行政の発信だけでは届きにくい層にも、親の視点で共感的に情報を伝えることを目的としています。



参考：[京都市:京都市子育て応援インフルエンサーの任命](#)

4 今後の方向性

(2)子どもから区への意見発信

子どもが区に意見を発信するツールについて

●子どもが区に向けて意見を発信しやすいように、オンライン・オフラインによる様々な環境を整える必要性

子どもは意見を伝えやすいツール(方法)について「アンケート(web)」を選択しており、子どもは意見を伝えるにあたり匿名性や、通信機器等を用いて時間や場所問わず意見を伝えられる気軽さを重視しているといえます。

また、「直接話す」など区との双向のコミュニケーションを求める回答も一定数あり、ワークショップ参加者からも友人やファシリテーターとコミュニケーションを取りながら意見を伝えることを有効な手段としています。

そのため、多くの子が意見を発信できるwebアンケートと、子どもが自分の思いを人とコミュニケーションをとりながら発信できるワークショップ双方の活用が求められています。

【他自治体事例：東京都】こどもワークショップの実施

東京都は、子ども政策の充実を目的に、小学生から高校生までの子どもが都の施策について意見を出し合う「こどもワークショップ」を実施しています。テーマごとに複数回開催され、子どもたちがグループで議論や発表を行い、その意見は都の担当部署に共有されます。子ども自身がまちづくりや政策に関心を持ち、行政に声を届ける機会として継続的に行われています。

(1)神宮前五丁目地区のまちづくり（都市整備局・教育庁・財務局）



開催日：令和7年8月1日（金）
開催場所：国連大学（渋谷区）

(2)自然豊かな東京（環境局）



開催日：令和7年7月5日（土）
開催場所：多摩動物公園（日野市）

参考：[こどもワークショップ|子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進|子供政策連携室](#)

子どもが意見を出しやすくなる工夫

●子どもが区に向けて意見を発信しやすいような工夫の必要性

子どもが答えやすく、興味・関心を引くようなアンケート設計(設問数の最小限化、回答例の提示、年齢・発達に応じた表記等)・デザイン(ポップなイラストの挿入等)・インセンティブ(景品の配布等)にも注力する必要があります。

また、ワークショップ等の対面の場合でも上記対応に加え、子どもが安心・リラックスして参加できるような雰囲気作りや進行への配慮は欠かせません。子どもの発達段階に応じた対応ができるような専門的な知見を得る必要があります。



▲会場装飾



お菓子

(3)区と子どもの双方向のコミュニケーションに向けて

子どもが区に意見を発信できる物理的な場所の創出

●子どもが普段いる場所(居場所)で区と交流

子どもアンケートではワークショップなど意見を発信する会場については、子どもが行き慣れた場所を希望しています。また、友達と一緒に参加するという希望も多いことから子どもが普段から集まる場所において実施されることが望ましいです。

また、情報を区から受け取る際にも、学校や児童館など普段からいる場所で受け取ることも多く、区との情報における双方向のコミュニケーションが期待できます。

区は子どものニーズ・発達に応じた様々な居場所を用意し、職員が子どもの居場所に出向くことで子どもとより多くのコミュニケーションをとることができます。

【他自治体事例：東京都】こどもワークショップの実施

東京都は、様々な環境下にある子どもから意見を聞くため、子どもが日常を過ごす多様な居場所に足を運びアウトリーチ型でヒアリングを実施するなど、対話に力を入れて取り組んでいます。

参考：[子供へのヒアリング|子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進|子供政策連携室](#)

子どもの意見聴取・政策反映に係るガイドラインの整備

●子どもの意見を聞くことの指針やガイドラインの整備

本調査の分析を通じて、子どもへの意見聴取について区の職員が日頃実施するにあたっては、考慮すべきことが多くあることが分かりました。

また、本調査と同時期に実施した職員向け研修「子どもの権利に係る子ども等の意見の政策反映研修」において、受講した職員からも子どもから意見を聞くにあたっては全局的な統一ルール(指針やガイドライン)などの整備を求める声が多数ありました。

今後、区が子どもの意見聴取・政策反映を推進していく上で、どのような時に意見聴取が必要なのか、どの手法が適切なのか、各手法を用いる際の注意点などを各部署が理解し適切に活用できるよう、千代田区版子ども意見聴取・政策反映ガイドラインの整備を検討する必要があります。

【他自治体事例：中野区】「子どもの意見表明・参加に関する手引き」の策定

中野区では、令和4年4月に「中野区子どもの権利に関する条例」を施行し、条例の趣旨を踏まえて、子どもにやさしいまちづくりを進めており、区政運営における子どもの意見表明・参加を促進するため、子どもの意見の聴き方や留意点などを取りまとめた「子どもの意見表明・参加に関する手引き」(令和6年3月)を策定しています。

この手引きは、区政運営において子どもの意見表明・参加の取組を進めていくにあたり、各部署が取組を行う際の参考として活用することを目的として作成されていますが、中野区では、区政にとどまらず、家庭、学校、地域など、日常のあらゆる場面で子どもの意見表明・参加が保障されるよう、仕組みづくりや機会の確保に向けた取組にまで広げて、活動を行っています。

参考：[子どもの意見表明・参加に関する手引き | 中野区](#)

4 今後の方向性

(4)子どもの居場所づくり

子どもが区に求めている居場所とは

●区がサードプレイスを整備する意義

本調査結果からも千代田区の子どもが十分に居場所を持っていないことが分かりました。特に、とりわけ厳しい環境で育つ子どもは、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。

また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっています。区は子どもたちと継続したコミュニケーションをとり、ニーズの変化を見逃さない取組みが求められます。

●子どものニーズに応じた居場所の整備が求められている

子どもアンケートにおける自由記述を分析した結果、子どもが求める機能として、「勉強できる場所」「ボール遊びができる公園」や「スポーツ専用施設」を求める意見が多くあり、保護者からは「勉強できる場所」「体験学習ができる場所」などが求められています。

また、細かくみていくと勉強できる場所についても「静かに勉強」「友達と話しながら」「大人などが教えてくれる」など様々なニーズがあります。そのため、居場所に特化した調査を実施し、地域性や発達を踏まえたニーズや区が提供できる・しているリソースについて整理する必要があります。

中高生専用の居場所の検討

●年齢が上がるにつれて居場所を失う傾向

子どもは年齢が上がるにつれてできることが増える一方で、大人から求められることも増えます。そういった日々のストレスから解放されてリラックスして過ごせる場所を求める傾向にあります。特に千代田区においては、子ども部屋がそもそも無い家庭も多くあることが分かりました。そのため、区内の中高生は自宅でもひとりで静かに過ごすことができないでいるため、子どもが一人でリラックスして過ごせる環境の整備が必要です。

●中高生専用の施設の必要性

区内の児童館において中高生タイムの実施は行っています。しかし、児童館は小学生がメインユーザーであり、掲示物・備品をはじめ館内の様々な仕様が小学生向きとなっています。今回のアンケート結果の中でも小学校卒業以降の居場所の整備を求めていた傾向がありますので、中高生の専用施設について検討を進める必要があります。

【他自治体事例：武蔵野市】武蔵野プレイスの運営

武蔵野市は、図書館・市民活動支援・生涯学習・青少年活動支援の4機能を併せ持つ複合公共施設として武蔵野プレイスを開館しました。年齢や立場を超えて人々が集い、学びや交流を深めることを目的としています。館内には読書スペースのほか、スタジオ、カフェ、ワークショッピングなどがあり、学校の長期休暇の時期は中高生専用となるエリアもあります。青少年向け教室・講座、青少年自主企画事業など様々な取組みが行われており、市内の青少年が自らの居場所として感じて過ごせる拠点となっています。

参考：[武蔵野プレイスの理念 | 武蔵野プレイス](#)

【他自治体事例：文京区】文京区青少年プラザ「b-lab（ビーラボ）」の運営

文京区は、中高生が自由に過ごし、学びや挑戦ができる居場所として青少年プラザ「b-lab（ビーラボ）」を開設しました。音楽スタジオやホール、勉強スペースなどを備えており、学校や家庭に続く「第3の居場所」として、地域と若者のつながりを深めています。中高生の居場所づくりにあたり参考になると考えられます。



参考：[ビーラボ \(b-lab\) 文京区青少年プラザ](#)

●保護者は、大人の関与を求める声が多い

保護者アンケートにおける自由記述を分析した結果、子どもの居場所として、「大人の見守りがある施設」を求める意見が多くありました。子どもの安全の確保に加えて、子どもよりも年上の大学生などの交流や様々な体験を希望しています。

新たな子どもの居場所を検討するにあたっては、子どもの安全の確保はもちろん、様々な大人による勉強やスポーツ、体験に係るサポートを得ることでより満足度の高い施設になることが期待できます。

子どもの居場所について整理する必要性

●子どもの居場所は様々な部署、地域団体などで展開されている

子どもや保護者が有する様々なニーズに応え、今後も居場所づくりを推進していくためには、府内の関係各課や、地域で子どもの居場所づくりをされている区の民間企業、社会福祉協議会等の関係機関との協力は欠かせません。子どもの居場所作りの必要性や課題を共有し、協力のうえ推進していく必要があります。

そのためには、千代田区における子どもの居場所に対するあり方を検討する必要があります。

【他民間事例】飯田橋まちづくり拠点「39 base」

民間企業により、飯田橋エリアに開設された「39 base」は、子どもから大人まで誰でも立ち寄れる「居場所」として機能しています。地域住民や学生、就業者が自由に集い、学びや交流、まちづくり活動等に参加できる空間を提供しており、地域のつながりと安心して過ごせる居場所となっています。



参考：[39base](#)

こどもアスレチック広場実施報告

1 目的

○未就学児に多様なあそび場を提供し、跳ぶ・潜る・掴む・越える等身体を自由自在に動かす経験を促進する。

2 実施概要

開催場所	旧九段中学校校庭
開催日	令和7年11月1日（土）13時～16時
対象者	未就学児（小学生未満）
参加人数（子ども）	131名

3 実施内容

会場内に3種のあそびブースを設置し、時間や都合に合わせて好きなだけ遊べる方式とした。



4 アンケート調査結果

「今後もアスレチック広場を利用したいか」という設問に対して「ぜひ利用したい」と回答した割合は約65%であり、参加者の再利用意向が強いことが示されていた。満足度については、「満足」および「非常に満足」が合計で約93%を占め、全体として高い評価が得られている。広さに関しては「適度」または「やや狭い」との回答が多く、設備面では「充実」または「やや充実」が大半を占めている。また、利用者の年齢層は3歳、4歳、5歳が中心であり、全体の約7割を占めていた。



■：全国 ■：東京都 ■：千代田区 (数値は正答率:%) ※：中3・理科のみ「平均IRTスコア」となる)

令和7年度 「全国学力・学習状況調査」 (R7/04/17) の「質問紙意識調査」の結果

対象学年	小学校 第6学年 在籍児童	対象学年	中学校 第3学年 在籍生徒
調査内容	質問紙意識調査 (CBT)	調査内容	質問紙意識調査 (CBT)
調査結果	<p>Pick up — 基本的生活習慣に課題、学習習慣の定着</p> <p>基本的生活習慣等</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎日、同じくらいの時刻に寝ている。 (国: 38.9%、区: 34.2%) ▲ 4.7 毎日、同じくらいの時刻に起きている。 (国: 55.6%、区: 55.3%) ▲ 0.3 <p>挑戦心、達成感、規範意識、自己有用感、幸福感等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分には、よいところがあると思う。 (国: 47.3%、区: 53.6%) 6.3 将来の夢や希望をもっている。 (国: 60.7%、区: 54.5%) ▲ 6.2 <p>学習習慣、学習環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日、授業以外で3時間以上勉強をしている。 (国: 12.1%、区: 54.2%) 42.1 休日、4時間以上勉強をしている。 (国: 7.4%、区: 42.0%) 34.6 読書が好きである。 (国: 36.4%、区: 51.3%) 14.9 <p>ICTを活用した学習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> PC等で、文章を作成することができる。 (国: 39.3%、区: 55.7%) 16.4 PC等で、情報を整理することができる。 (国: 26.9%、区: 45.3%) 18.4 	<p>Pick up — 基本的生活習慣の改善、学習習慣の低下 (小学校と比較)</p> <p>基本的生活習慣等</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎日、同じくらいの時刻に寝ている。 (国: 34.0%、区: 38.2%) 4.2 毎日、同じくらいの時刻に起きている。 (国: 54.7%、区: 61.5%) 6.8 <p>挑戦心、達成感、規範意識、自己有用感、幸福感等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分には、よいところがあると思う。 (国: 40.7%、区: 44.1%) 3.4 将来の夢や希望をもっている。 (国: 35.5%、区: 34.0%) ▲ 1.5 <p>学習習慣、学習環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日、授業以外で3時間以上勉強をしている。 (国: 9.9%、区: 18.5%) 8.6 休日、4時間以上勉強をしている。 (国: 5.3%、区: 14.0%) 8.7 読書が好きである。 (国: 30.3%、区: 40.7%) 10.4 <p>ICTを活用した学習状況</p> <ul style="list-style-type: none"> PC等で、文章を作成することができる。 (国: 36.4%、区: 60.4%) 24.0 PC等で、情報を整理することができる。 (国: 21.1%、区: 34.3%) 13.2 	
Summary —			Summary —
<p>「基本的生活習慣」においては、本区より全国の方が確立しており、小学校段階における生活習慣の確立に課題が見えた。一方、「学習習慣」及び「学習環境」においては、全国平均と大きく差をつけており、学習に対する本人及び家庭等の意識の高さが伺える。ICTも積極的に活用していることが確認することができた。</p>			<p>「基本的生活習慣」においては、小学校段階と比較し割合が向上し、生活習慣の改善が確認できた。「学習習慣」及び「学習環境」においては、依然として全国平均より高い割合である一方、小学校段階と比較すると割合が大きく下がった。PC等の活用については、文章を作成する力がさらに向上していることが伺えた。</p>

※「令和7年度 全国学力・学習状況調査 報告書【質問調査】」における「児童生徒質問対応表（12の質問項目）」のうち、全国と千代田区の平均の差が顕著な4項目を抽出し、差をポイントとして示した。

【資料2】令和7年度 千代田区立小学校「達成度調査」の結果

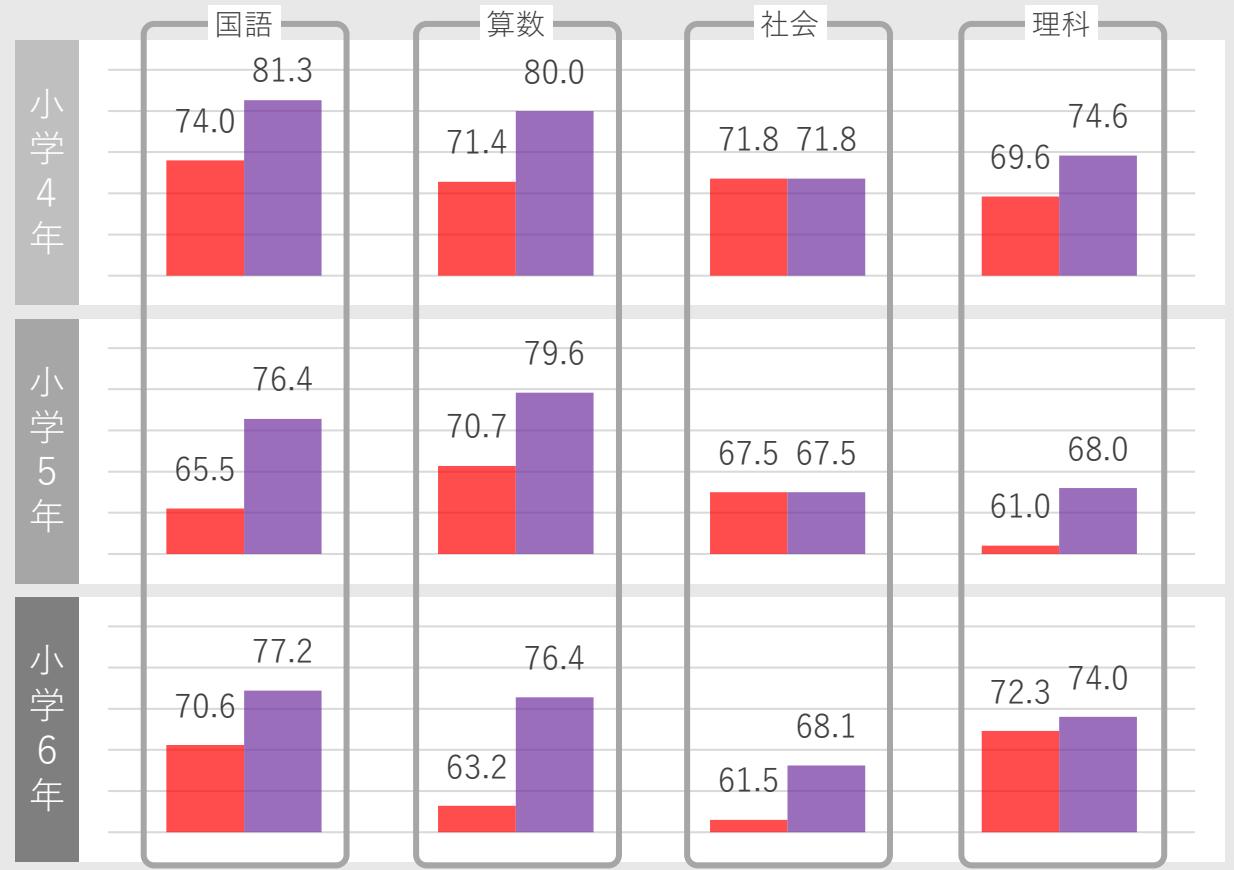
教育委員会資料4-2
令和7年12月5日

1. 本調査の概要

学習指導要領にて身に付けることが求められる目標・内容の定着度の把握

学習指導要領において身に付けることが求められている、各学校の必修教科の「目標」及び「内容」が、千代田区立学校の児童にどの程度身に付いているか状況を把握し、今後の指導法の改善に資する。

3. 教科結果



※ 数値は、各学年における「達成率（%）」を示す

2. 実施日及び、対象学年・教科

実施日

5月13日(火)

学年

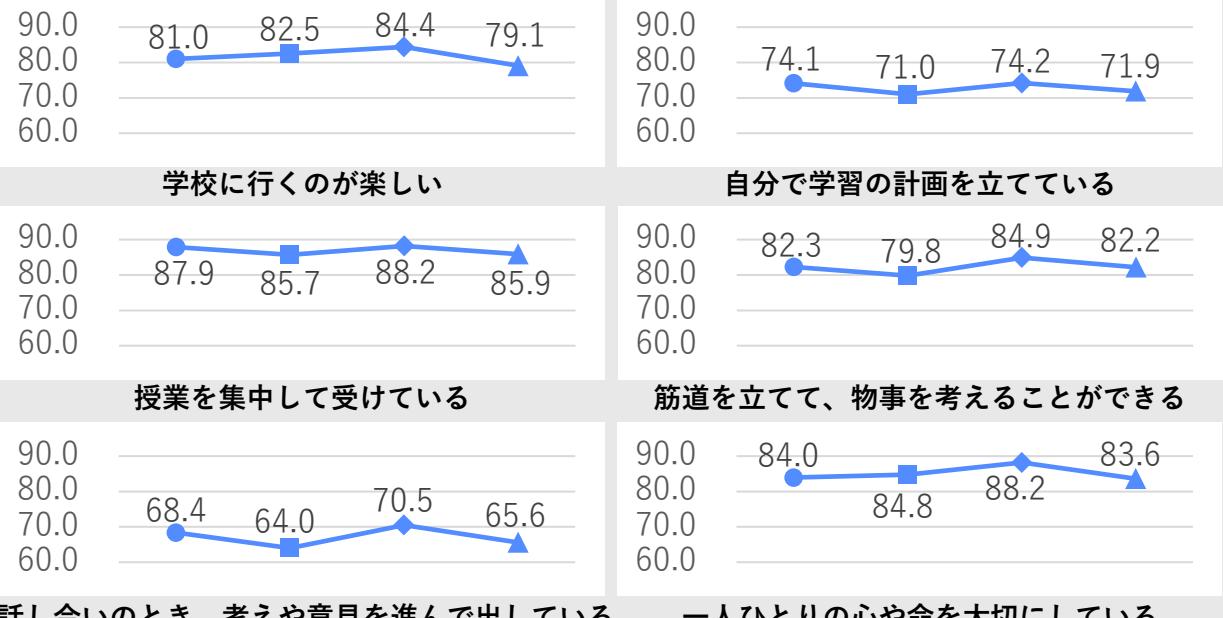
4, 5, 6年

教科

国, 算, 社, 理
(+意識調査)

4. 意識調査結果（第6学年のみ）

(● : R4、■ : R5、◆ : R6、▲ : R7)



※ 調査項目のうち、「指導方法」や「工夫」の改善の中心となる設問を抜粋（%）

5. 考察

全体の傾向

「教科結果」では、学年が上がるにつれ「思考の抽象化」や「自己調整」等が求められる学習内容が増えるため、理解の深まりに差が見られた。「意識調査結果」では、多くの項目において前年度より数値が下がっており、「自ら学ぶ力」や「対話力」、「共生力」に課題が見られた。

今後の課題

発達段階を踏まえ、各校における経年変化等のデータの分析等を図り、学校全体としての授業力向上と学力の底上げを目指す。

【資料2】令和7年度 千代田区立中学校「達成度調査」の結果

教育委員会資料4-3
令和7年12月5日

1. 本調査の概要

学習指導要領にて身に付けることが求められる目標・内容の定着度の把握

学習指導要領において身に付けることが求められている、各学校の必修教科の「目標」及び「内容」が、千代田区立学校の生徒にどの程度身に付いているか状況を把握し、今後の指導法の改善に資する。

2. 実施日及び、対象学年・教科

実施日	学校単位で実施日を決定	学年	1,2,3年	教科	国,社,数,理,英
-----	-------------	----	--------	----	-----------

3. 教科結果（実施学年における各教科の平均偏差値の経年変化・3ヵ年）



■：令和5年度

■：令和6年度

■：令和7年度

(数値は、各教科における「平均偏差値」を示す。)

※令和6年度より、中学1年生においても英語の調査を実施

4. 考察

それぞれの学年において、昨年度より平均偏差値が上昇した教科は次のとおり。

- 中1 ▶ 5教科中、4教科
- 中2 ▶ 5教科中、5教科
- 中3 ▶ 5教科中、1教科

また、全ての学年を通じ、各教科の平均偏差値は次のとおり。



英語の平均偏差値は高く、理科が低い傾向は、3学年で共通となつた。

発達段階を踏まえ、各校における経年変化等のデータの分析等を図り、学校全体としての授業力向上と学力の底上げを目指す。

九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について

九段中等教育学校は、令和8年度から週5日制(土曜日授業廃止等)の実施に向けた検討を進めている。現在までの検討状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

①生徒の安全・健康と活用時間の確保 ②学校教育法の順守 ③教職員の働き方改革を実現するため。公教育における週5日制は、学校教育法施行規則に基づき2002年度から「完全学校週5日制」として全国的に実施されてきており、本校においても教育の質を維持しながら、生徒の健全な発達を促す環境づくりをめざし週5日制を実施する。

2 主な検討内容

- ①土曜日の授業を平日7限目に割振り、1日の授業を45分7時間とし、年間及び週当たりの授業時間を確保しながら、週5日制とする方法。
- ②部活動、委員会活動等の時間についての見直し。

3 周知

令和7年4月12,19日 各学年の保護者会において、校長より令和8年度から週5日制の実施に向けた検討について報告 ※1学年は11月29日

7月19日 校務システム「ツムギノ」で保護者あて検討状況の通知を配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月6日 後期始業式において、校長より全生徒に対して、令和8年度より週5日制を実施予定であることを告知するとともに、その旨を保護者あて「ツムギノ」で配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月31日 第2回学校経営評議会で「土曜授業等のあり方検討について」報告

4 今後のスケジュール

- ・12月24日年内の授業終了日に、令和8年度から週5日制の実施内容について、生徒へ全校集会で説明するとともに、16時より体育館において保護者説明会の開催を予定。

千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要について

1 改定の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症対応において積み重ねてきた知見・経験を活かし、その対策を具体化するため、平成 26 年に策定した「千代田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。

2 計画の目的

- (1) 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- (2) 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

3 改定素案 概要

保健福祉部資料 1-2 のとおり

4 改定素案

参考資料のとおり

5 検討経過

	時期	内 容
第1回 庁内検討会	令和 7 年 7 月	計画の概要、方向性、スケジュールの確認
第2回 庁内検討会	令和 7 年 9 月	庁内各部意見照会を踏まえた改定原案の修正
新型インフルエンザ 等対策医療 連携会議	令和 7 年 10 月	学識経験者からの意見聴取
東京都	令和 7 年 11 月	都行動計画と整合性を図るため、都に対し意見聴取を実施中

6 今後の予定

内 容	日 程
第3回 庁内検討会 (学識経験者、東京都の意見等を 踏まえた改定素案の修正)	令和 7 年 12 月上旬
パブリックコメント募集	令和 8 年 1 月 20 日から 2 月 2 日まで (広報千代田 1 月 20 日号掲載予定)
常任委員会 (パブリックコメント結果報告)	令和 8 年 3 月下旬
改定計画施行、公表	令和 8 年 3 月末

区行動計画の目的

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- ・区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画及び都行動計画に基づき、以下の方針で改定

平時の備え

- ・人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ・区と区民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- ・都が関係機関と締結する協定も踏まえ、感染症発生時の区における医療・検査を迅速に行う体制を確認

新型インフルエンザ等発生時の迅速な初動対応

- ・国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、府内や区内医療機関、区民等に共有
- ・あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

区民生活・経済を守るバランスの取れた対策の実施

- ・千代田区は、住宅地であるとともに、政治、経済、文化等の中枢機能が集中する都市
- ・急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

計画改定のポイント

①初の抜本改定	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26（2014）年に策定（平成27（2015）年に一部改訂）・令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施
②幅広い感染症に対応	<ul style="list-style-type: none">・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
③柔軟かつ機動的な対策の切替え	<ul style="list-style-type: none">・状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
④発生段階の考え方	<ul style="list-style-type: none">・全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実
⑤対策項目の拡充	<ul style="list-style-type: none">・対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

計画本文の構成

第1部 基本的な考え方	第1章 基本的な考え方 第2章 対策の目的等 第3章 発生段階等の考え方 第4章 対策項目	・区行動計画における 基本的な考え方 を示すとともに、 対策の目的や、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担 について整理 ・ 発生段階の考え方 及び 各対策項目 についてそれぞれ説明し、第2部以降の記載において前提となる基本事項を確認
第2部 各対策項目の考え方 及び取組	第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保	・新型インフルエンザ等への対策を 13項目に分類 した上でそれを第1章～第13章とし、各章において「準備期」「初動期」「対応期」の 3つの発生段階ごとに具体的な対応内容 を記載 ・国や都の行動計画の記載を踏まえ、区の目線で 各対策項目の考え方 及び 具体的な感染症対策 を記載 ・特に 実施体制 、 まん延防止 の項目の記載を充実 ・可能な限り 双方向のリスクコミュニケーション を行うことを記載
第3部 区政機能を維持するための 区の危機管理体制	第1章 区における危機管理体制	・千代田区新型インフルエンザ等対策本部の設置等について整理し、区における新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制を記載

各対策項目の考え方と取組

	準備期	初動期	対応期
第2部 各対策項目の考え方及び取組	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
	■ 情報収集・分析、情報の整理や把握手段の確保等、新型インフルエンザ等発生時に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報等の収集・分析を強化
	■ 平時からサーベイランス体制を確認し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
	■ 区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	■ 区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。
	■ 国が実施する研修及び訓練の機会等を通じて、水際対策に係る関係機関との連携体制を確認	■ 感染者発生時における円滑な対応に向け、国及び関係機関等との連携体制を確認	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に対応
	■ 区民の基本的感染対策の実施、まん延防止対策への理解促進	■ 区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、国や都の方針を踏まえて、柔軟かつ機動的に切替え
	■ 関係機関と連携し、ワクチンの接種体制を構築	■ 国や都等の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施するとともに、区民等に必要な情報提供・共有を行う。
	■ 都が予防計画に基づき実施する医療提供体制の整備への協力	■ 区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供、や方針提示を行う。	■ 初動期に引き続き、都や医療機関と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応
	■ 感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制強化に対する必要な協力をう。	■ 医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等の要請等を実施	■ 区民等に対し、治療薬・治療法が必要な患者に公平に届くことを目指し、国等の取組に協力する。
	■ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進	■ 国や都等と緊密に連携し、検体採取や搬送を通じて、都の検査体制の構築に協力する。	■ 国や都の方針、区内の感染状況とを踏まえ、都と連携して検査体制等を適宜見直す。
	■ 東京都感染症対策連携協議会等を活用し、区内の多様な関係機関との連携体制を構築	■ 区予防計画等に基づき、新型インフルエンザ等発生時の体制への移行準備を進める。	■ 区予防計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
	■ 感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 物資の不足により医療、検査等の実施が滞らないよう計画的に発注し、必要量を安定的に確保する。	■ 初動期に引き続き物資を安定的に確保するとともに、関係機関と物資供給等に関し相互に協力する。
	■ 事業者及び区民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施の勧奨等、事業継続に向けて準備	■ 事業者及び区民へ基本的な感染予防策等の勧奨や、対策の準備等の呼び掛けを行う。	■ 準備期での対応を基に、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施

区内宿泊施設の現況について

インバウンド需要の高まりを受け、近年、都市部の自治体では、民泊等の宿泊施設の増加に伴う、近隣住民からの生活環境悪化に関する苦情やトラブルが増加している。

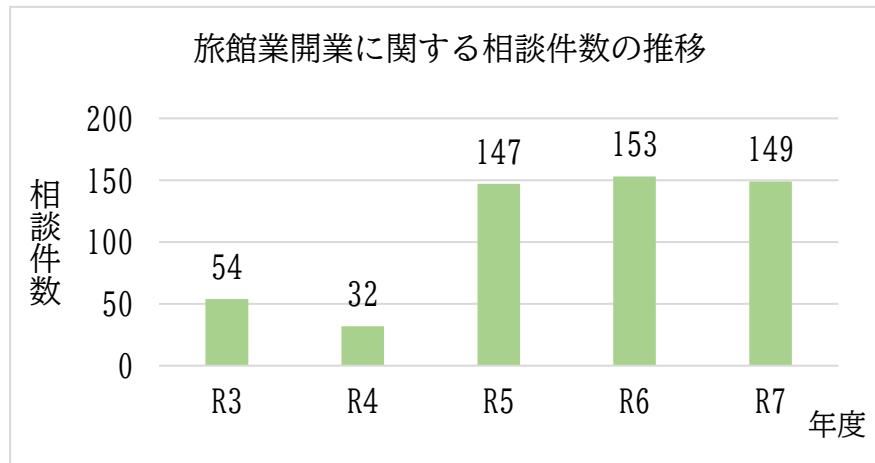
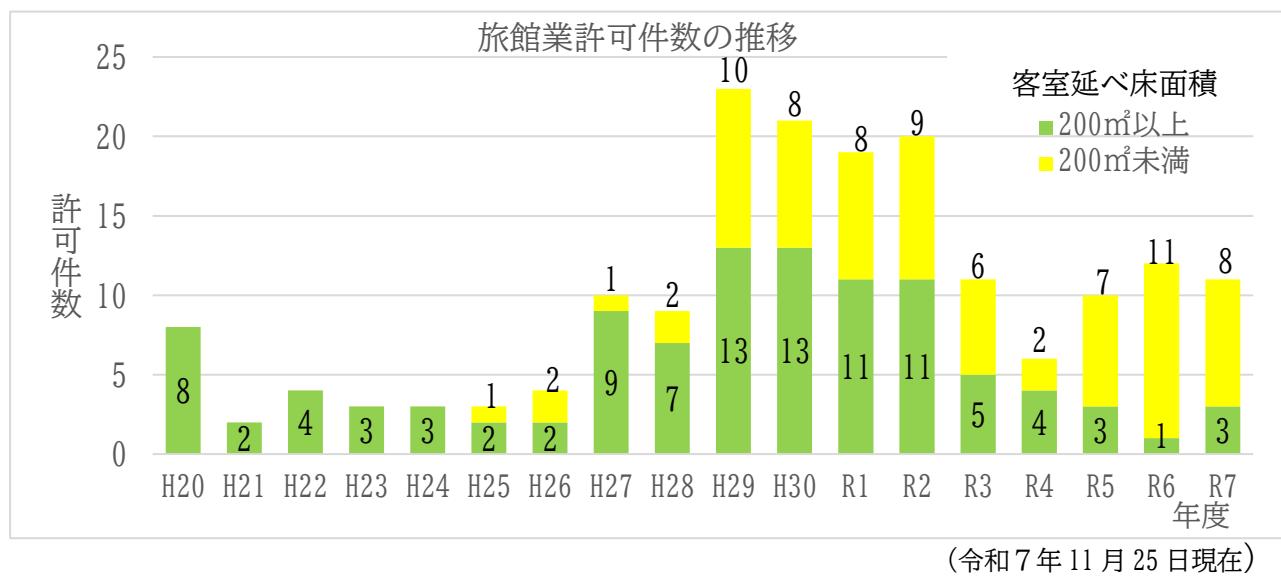
平成 30 年の規制改革により、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）制度の創設や、1 部屋からの小規模な旅館営業が可能となったが、区では、民泊および旅館業それぞれに対して区条例で規制を設け、区民の生活環境への影響を最小限に抑えるよう努めてきた。

しかし当区においても、宿泊施設は増加傾向にあるため、その現況について報告する。

1 旅館業施設の現況

区内では、平成 29 年度から旅館数の急激な増加が見られており、特に新規施設においては、客室延べ床面積が 200m²未満の小規模施設が多数となっている。

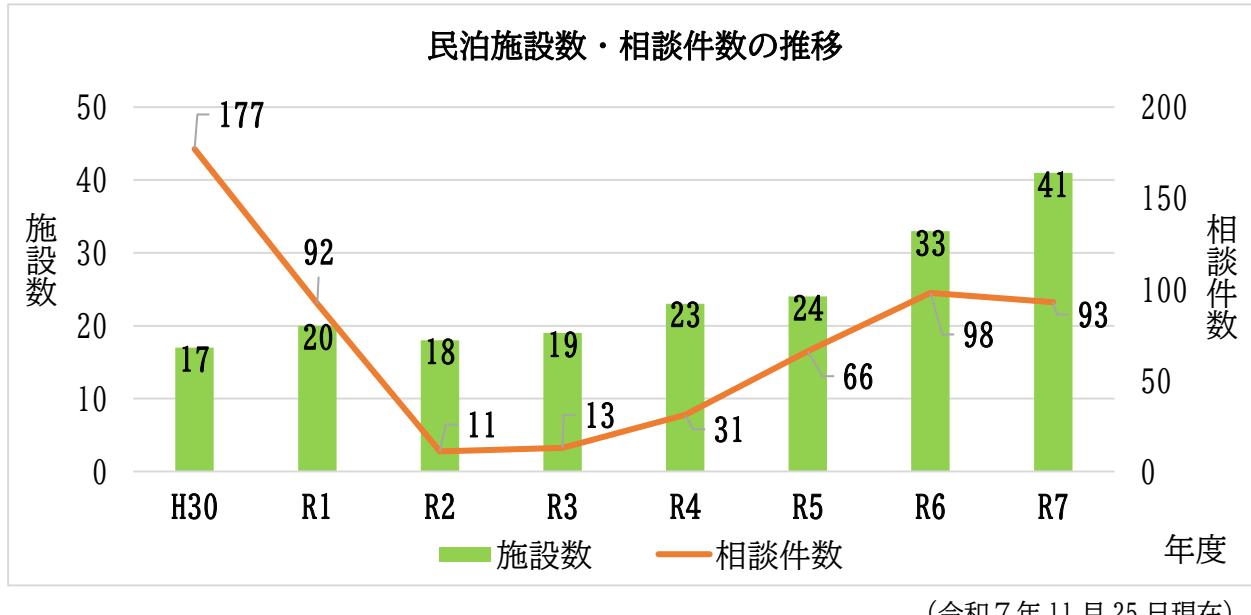
また、新規開業に向けた相談件数も、令和 5 年度以降急増している。



2 民泊施設の現況

令和4年度以降、新規相談及び施設数は増加傾向にあり、今年度は、新規相談は既に昨年度を上回る見込みである。

特に、管理者常駐型の民泊が増加しており、マンションや事務所ビルの1室を民泊にしたいという相談が増加している。



3 区内宿泊施設の適正な運営に向けてこれまでの対応

(1) 運営状況の確認と指導監督

民泊施設は、法に基づき2カ月に一回、運営状況について報告を求め、運営状況を確認している。不適正な運営が疑われる施設に対しては現地調査も実施している。

旅館施設については、施設の調査や苦情対応の際に、施設の運営状況について確認・指導している。また、令和4年2月以降、継続的に従事者の常駐調査を実施している。従事者不在施設は小規模施設に多い傾向がみられる。

調査の過程で違反が認められた施設に対しては、口頭・文書による改善指導を実施している。

(2) 違法民泊（無許可旅館業施設）への対応

区民等からの情報提供等に基づき、現地確認、インターネット宿泊サイトの調査や宿泊者へのアンケート調査を実施し、営業者の特定と摘発を行っている。連絡が取れるまでに長期間を要し、摘発に難航する案件が増加している。